

シェアリングレター

— 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています —

< 編集発行 >

公認会計士 林 光行 事務所
税 理 士
〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
1-13 サンセットヒル
TEL 06(6772)7770
FAX 06(6772)7740
http://www.share.gr.jp/

第50号

2015年4月

社会福祉法人と会計士監査

所長 林 光行

収入額10億円以上の社会福祉法人(以下、社福)に、公認会計士又は監査法人(以下、会計士)の監査が義務化されます。全ての社福の1割弱、千数百法人が対象。今まで「金にならない」社福に見向きもしなかった会計士が、大挙して社福に押し寄せることでしょう。

なぜ、こうなったのでしょうか。福祉財源削減を目指す動きと思われませんが、数年前から『黒字ため込む社会福祉法人』との社福叩きが始められ、一部社福の会計処理ミス等が規制改革会議等で論じられました。出た結論の一つが会計士監査の義務付けだったのです。

しかし、今回の監査導入に伴う社会的コストは100億円超。福祉財源削減には役立ちません。また、会計士監査は万能薬でもありません。つい最近、教材費等の一部5億円超の裏金が騒がれた学校法人も、大手監査法人の監査を受けていたではありませんか。

元々、問題とされていたのは初歩的会計ミスであり、主に小規模社福の問題です。対策は、基礎的な会計指導を行なうことであり、対象は、全国津々浦々にある小規模社福です。会計士監査ではなく、税理士の活躍を期すべき局面ではないでしょうか。

私は、収入額数百億円超の社福には、会計士監査が必要だと思っています。限界はあるにせよ、会計士監査は、財務諸表の適正性の担保に欠かせないからです。しかし、中規模社福にまで適用することに疑問を感じているのです。問題は、監査の品質とコストです。

幼稚園一つのような小規模法人は別として、収入額10億円規模の法人の場合、全会計記録を検証するには無理があります。このような法人を監査する場合、現在の監査基準では、管理体制の調査から始めるべきものとされており、不備によっては広範な会計記録の監査が必要とされ、監査不能に至ることもあります。

管理体制は上場企業に近い整備が想定されており、そのコストは監査報酬と相俟って、重い負担です。さりとて、監査の手抜きによって低コストの期待に応えるのは、会計士の自殺行為。また、社福の管理体制の向上には役立たず、監査はただの無駄金と化します。

色々悩むのですが、中規模社福への監査に疑問を持ちつつも、仕事をする限りは、愚直に取り組んで、結果としてお客様の役に立って信頼を得る。そんな風に働きたいと、今、思っています。

~ CONTENTS ~

5月 - 9月の税務

○ 交流 第42回 大阪堂島商品取引所	2
○ 経営倶楽部	
第85回「聞き手が納得するプレゼン手法」.....	4
第86回「戦後70年・新しい日本の課題」.....	6
○ 税制トピックス	8
○ 相続・贈与「私の民事信託活用法」	10
○ 労務管理「改正障害者雇用促進法」.....	11
○ 新しい会計基準について	12
○ KS経営研究会「ジェットコースターのような経営体験」	13
○ ひと ひと「“群芳”とともに20年」.....	14
○ 寄稿～「多極化する世界」「JA改革に思う」.....	16
○ 寄稿～「後藤健二氏を偲ぶ」.....	17
○ 寄稿～いわゆる都構想・「特別市設置協定書」の 是非を問う住民投票をめぐる	18
○ 読者の皆様からのお便り	20
○ 2015年合宿レポート	22
○ ANAセミナーの感想とご案内	23

5月11日	4月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)期限
6月1日	3月決算法人の確定申告期限
30日	4月決算法人の確定申告期限
7月10日	6月分及び年2回払の源泉所得税の納付期限 (納期の特例の場合1～6月分)
	社会保険報酬月額算定基礎届提出期限
	労働保険料の年度更新期限
15日	所得税予定納税額の減額申請期限
31日	5月決算法人の確定申告期限
8月31日	6月決算法人の確定申告期限
	個人事業者の27年分消費税の中間申告期限
9月30日	7月決算法人の確定申告期限

第42回 交流

大阪堂島商品取引所



今回の交流は、「大阪堂島商品取引所」の岡本安明理事長を訪問しました。大阪堂島商品取引所では、平成23年8月、72年ぶりにコメが試験上場されました（取引所で売買されることを上場といいます）。世界で初めて先物取引が始まったこの大阪でコメの先物取引を復活し、大阪の活性化を！と東奔西走しておられます。（税理士・中小企業診断士 前田 有太可）

先物取引とは？

—— 先物取引は一般の方には馴染みが薄いのですが、先物取引とは何か、教えていただけますか？

「簡単に言うと、将来の一定時点に一定の価格で商品を買売することを現時点で約束する取引をいいます。」

—— 何のために先物取引をするのですか？

「先物取引には『リスクヘッジ』の機能があります。例えば、米国から大豆を1,000トン買い付けて船で日本に到着するのに1ヶ月かかるとします。1ヶ月後にキロ当たり10円下がったとすると、1,000万円の損が出ます。しかし、買い付けと同時に先物取引を使って1ヶ月後の売契約をすると、利益額を確定することができます。次に『先行価格の指標』を形成します。生産者にとって収穫ができる時期、例えば6カ月後の先物価格がわかれば、その価格を目安に生産を増やすか、減らすかの目安にすることができます。」

価格調整機能

「また、『価格調整』の機能があります。先物価格が高い場合には、生産設備が増設され増産によって将来の相場が下落する要因となり、先物価格が安い場合には、減産、あるいは廃業による過剰な生産設備の整理等によって将来の相場が上昇する要因となります。こうして、需給に見合った価格形成ができることとなります。先物取引によって、商品の乱高下が減り、価格の安定化をもたらすことになるのです。」

先物取引は大阪堂島が発祥の地

—— 大阪が先物取引の発祥の地だそうですね？

「1730年に大阪堂島米会所が開設され、そこで行われた米帳合取引が幕府から公許されました。それが世界初の公設先物取引市場なんです。」

—— なぜ、大阪だったのでしょうか？

「江戸時代、経済の中心は大阪でした。年貢として納められたお米は大阪にある各藩蔵屋敷に蓄えられ、米

問屋を介して現金化されていきました。当初、お米の価格は仲買人によって無秩序に決められ、お米の質や量などを正しく反



江戸時代の堂島米会所の様子

映したものではありませんでした。そこで有力米問屋の代表だった「淀屋」はお米の質・量・価格の混乱を収めるため、全国の米相場の基準となる米市の設立を幕府に願い出て認められることとなりました。」

淀屋の米市が先物取引の起源

「淀屋は中之島に米市を開きました。間口は100間(180m)、敷地は2万坪あったといわれています。また中之島に渡るための橋を自費で土佐堀川へ架けました。いわゆる淀屋橋です。市場にあるお米の4割約200万石が大阪で取引されていたと言われています。」

—— 大阪が『天下の台所』と言われていた所以ですね。

「米市での取り引きは、現物の米を直接取り扱わず、お米の売買が成立した証拠として手形(米手形)を受け渡し、手形を受け取った者は手形をお米と交換していました。それが次第に、現物取引でなく米手形の売買に発展していきました。この淀屋の米市で行われた帳合米取引(売価格と買価格の差金の受け渡しとそれに伴う帳簿の記帳のみを行う取引)は世界の先物取引の起源とされています。」

「その後米市は、1697年に対岸の堂島新地に設立された堂島米市場に移され、1716年頃からは始められた帳合米取引が幕府に公許されることになったのです。」

淀屋と忠臣蔵

「ところが淀屋は米会所が中之島から堂島に移って間もない1705年に取り潰されました。理由は、『町人の分際を超え、贅沢な生活が目には余る』というものでしたが、諸大名に対する莫大な貸付金銀1億貫を棒引きするのが本当の理由と言われています。現在に換算す

ると何と100兆円なんだそうです。」

「なお、1703年が赤穂浪士の討ち入り、1705年が淀屋取り潰しです。赤穂浪士はお家取り潰しになっていたため資金がなく、その資金供給をしたのが淀屋であり、そのために取り潰されたという話もあります。」

◎ 堂島米会所から商品取引所へ

「米会所は幕末まで続きました。大阪大学の先生の研究によれば、全体の取引の約7割が米会所の取引によってリスクヘッジできていたそうです。」

ところが、幕末時に財政難に陥った幕府や諸藩が、お米が無いにもかかわらず空手形を乱発したために米価が高騰して市場が混乱し、堂島米会所はその機能を失っていきました。明治2年に取引所は廃止されましたが、明治4年には復活し、明治26年には「大阪堂島米穀取引所」へと発展しました。やはり商品取引所が必要だったんですね。ただ、昭和14年に米穀配給統制法により、その幕を閉じました。」

◎ 日本の市場だけが10年間で5分の1に

「戦後、昭和27年に大阪堂島米穀取引所の再現を目指し、「大阪穀物取引所」(その後「関西商品取引所」、現在の「大阪堂島商品取引所」)が設立されました。一時、商品取引所は全国に19カ所ありましたが、今は統合されて東京と大阪の2カ所だけとなりました。」

——なぜ、2カ所に統合されてきたのですか？

「この10年で日本の先物取引の出来高が5分の1に縮小したからです。一方、世界は年金基金やヘッジファンドの投資資金が流入により5倍に膨らみました。」

——なぜ日本だけが5分の1に？

「6年前から実施された勧誘規制の影響ですね。不招請勧誘の禁止といって、顧客から来てくれと言われないうり勧誘を禁止するというものです。一部の業者の強引な勧誘への苦情が監督官庁に多数寄せられていたことが引き金でした。この規制は商売したらイカンということですから、これはきついですねえ。」

◎ 大阪堂島商品取引所にかける想い

——取引所の名称を「関西商品取引所」から「大阪堂島商品取引所」と変更された意図は何でしょうか？

「戦後、お米の先物取引復活は、商品先物取引業界の長年の悲願でした。ところが価格統制力を持っていた団体がその影響力の低下を危惧して反対したことに加え、国民の主食である米への投機を警戒する監督省庁

の方針があり、米の先物取引は長らく復活することがありませんでした。しかし、先物市場の価格調整機能などはとても重要なので、東京と大阪の両取引所は米上場に向けた環境整備に努め、ついに平成23年8月8日に試験上場し取引が開始されることになりました。昭和14年に取引所が廃止になって以来、実に72年ぶりのことなんです。堂島米会所の流れをくむ唯一のコメ先物市場として発展させたいと思い、取引所の名前に『堂島』の文字を入れました。」

「去年の夏、世界最大のシカゴ取引所の名誉会長が来日された際、『世界初の先物取引所はあなたたちの所ですよ。今はお米でしょ。頑張ってください』と言われました。感激しましたよ。海外では商品先物業界のステータスは随分と高いのです。何でこうも違うんやろという思いがあります。シカゴの取引所(1850年開設)を見学に行くと、『ここは堂島をモデルにした』と言っていました。鎖国中にもかかわらず、日本からアメリカにノウハウが伝わったんですね。」

——取引所というと、取引員が手信号のような合図を送って活気があるというイメージでしたよね？

「今はすべて電子取引なのでそういった情景は見ることができませんね。私も場立ちを1年していました。旧立



旧立会場で説明下さる岡本理事長

◎ 米の先物市場の必要性

——なぜ米の先物市場に力を入れられるのですか？

「TPPによって米の輸入や輸出の自由化が進めば、米の先物取引所の整備はインフラとして絶対に必要だからなのです。海外では日本の食品に対する評価はすごく高い。中国人は日本に来たら何をかうか、炊飯器とお米ですよ。だから、日本のおいしいお米を減反なんかせずにどんどん作ってどんどん輸出する。そうすると一番の成長産業はお米になるんです。日本のお米の値段を中国や香港に決められたらあかんのですよ。日本のお米は日本の市場でちゃんと値段を出す。そういう役割が「商品取引所」にはあるのです。」

● 今回の取材で、岡本理事長のコメ先物取引への熱い想いがびしびしと伝わってきました。私にもその必要性がよく理解できました。本当にありがとうございました。

経営倶楽部

第85回経営倶楽部

平成26年10月25日

『聞き手が納得するプレゼン手法』 講師：公認会計士 塩尻 隆夫

～ 伝えたいことを伝えるにはコツがある ～



伝えつつもりが伝わっていない、皆さんもそんな経験はありませんか？ 伝えたいことを伝えるには何やらコツがあるようです。今回は、「伝えるコツ」をテーマに弊所職員の塩尻が講師を務めさせていただきました。(公認会計士 田中 雄介)

いつも一緒に仕事をしている上司が講師ということで、どんな話が聞けるのかとワクワクして臨んだ今回の経営倶楽部。遠方からお越し頂いた方や初参加の方、いつもの常連様やお久しぶりの方まで、今回の経営倶楽部もたくさんの出会いがありました。そして冒頭の心理テストで場は一気に盛り上がりました。

あなたはどのタイプ！？

テストの方法は至って簡単です。

- ① 右と左の指を組んで何れの親指が上にくるのか。
- ② 右と左の腕を組んで何れの腕が上にくるのか。

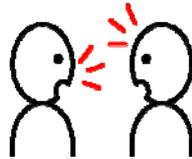
この結果は、次の4タイプに分類されるそうです。

上になる指・腕	左 腕	右 腕
左 指	天才肌	出世
右 指	おちゃめさん	賢く頼れる先輩

今日は、論理的にとらえて感覚で伝える「おちゃめさん」タイプが主役だとのこと。因みに私は「出世」タイプ。感覚でパッととらえて論理的に的確に伝えることができるので得をするタイプらしい(あまり得した記憶はないのですが)。後半では、この4タイプに分かれて、チームでプレゼン演習を行いました。

「伝える人」と「受け止める人」

「伝える人」によって何故伝わり方に違いが生まれるのでしょうか？



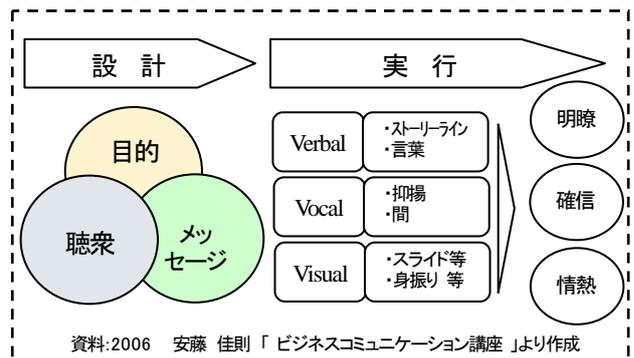
例えば、最近流行った「Let It Go」。

松たか子さんが歌うのと、May J.さんが歌うのでは、随分雰囲気の違い、別の歌のように聞こえます。また、俳優さんは、髪型や衣装、話し方を変えることによって全く別の人物を演じます。「伝える人」によって違いが生まれるのは、「言葉」や「声」、「ビジュアル」が影響しているようです。では「受け止める人」についてはどうでしょうか。皆さんも伝えたことが伝わっていなかったという経験があるのではないのでしょうか？ 私も友人に「なんで分かってくれへんのかな〜」とヤキモキすることもあれば、「なんで言ったことしてないねん！」

と上司に叱られることも。伝えることと伝わることは全く違うようです。伝えつつもりが間違っていて伝わり、間違っていて伝わったことが間違いに輪をかけて広まってしまう。なんだか子供の頃に遊んだ伝言ゲームを思い出しませんか。「伝える」を「伝わる」に変えるには、①理解させ、②納得させ、③行動させるといった3段階が必要で、理解と納得を飛び越えて行動させるなんて無理な話だとのこと。まあ、世の中には「以心伝心」なんてものがありますが、それは置いて。

自分のキャラクターに合った話し方

優れたプレゼンテーションと聞いて思いつくのは、「Change!」や「Yes We Can!」といった短いフレーズに主張を込めたオバマ大統領、「お・も・て・な・し」のアクションとともに東京オリンピック開催を勝ち取った滝川クリステルさん、独特の甲高い声と方言交じりの情熱的な語り口が耳に残るジャパネットたかたの高田前社長。これらの方々が「受け止める人」の記憶に残っているのは、自分の「言葉」「声」「ビジュアル」といったキャラクターを最大限に活かしているからで、それによって、ロジックの明瞭性(そうなるからこうなんだ)、話し手の確信(絶対お買い得です)、実行への情熱(是非買ってください)が相手の心に伝わっているとのこと。ただし、キャラクターを最大限に活かすには、プレゼンの設計段階で、①目的を明確にし、②聴衆の期待を理解し、③メッセージを分かりやすくすることが重要とのことですのでご注意ください。



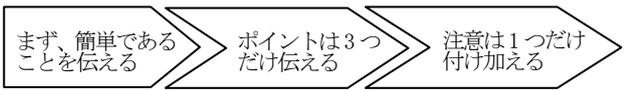
☞ 「伝えたい人に伝える」3つのコツ

「伝えたい人に伝えたいことを伝える」には、以下の3つのコツがあるようですのでご紹介します。

①	設計の3要素(目的・聴衆・メッセージ)
②	オーディエンス分析
③	表現の3要素(言葉・声・ビジュアル)

設計の3要素 プレゼンの設計段階において、目的は何か、聞き手は何を期待しているのか、どんなメッセージを伝えるのかを明確にすることがコツのようです。つまり、「相手にどんな行動をとってもらいたいのか」という目的をスタートにし、聞き手の理解レベルはどれくらいで、何を判断基準としているのかを理解し、何を伝えるのかを考えます。メッセージ=主張×根拠なので、主張ばかり強すぎてもダメです。

講演の中で、私になるほどなあ〜と感じた「人が納得できる話し方の基本」をご紹介します。



始めに簡単だと聞いたら安心して聞けますよね。ただし、ポイントが多いと何が重要なのかハッキリしないので絞ります。そして、最後に注意を付け加えられると、それが後々まで印象に残るようです。

オーディエンス分析 その名の通り、聞き手のことを分析します。例えば、相手の会社の業界や市場、社風などを分析したり、会社内の重要人物がそれぞれどのような考えであり、何を期待しているのかを分析します。相手のことをよく知れば、どのような方法が最も有効であるのか見えてくるはずです。

表現の3要素 最も重要であるのは言葉やストーリーラインとのことですが、話しが単調にならないように間や抑揚に気を付けたり、スライドや身振り手振りを有効に活用することもコツです。皆さんも自分のキャラに合った話し方を見つけて下さいね。



☞ 今回の講演で学んだこと

今回の講演で学んだ一番大事なこと、それは「自分の言葉で伝えなければ伝わらない」ということです。つまり、設計段階で目的やメッセージを明確にし、オーディエンスが何を期待しているのか分析しても、最

☞ 4つのチームが個性を発揮

頭で学んだ後は、冒頭に行った心理テストの4タイプに分かれて演習を行いました。人のプレゼンを見てみると何が必要なのかなんとなく見えてきました。

♥ 天才肌チーム ♥
自動車の販売不振店に対し、危機感とやる気を醸成させるためのメッセージとは？

厳しい言葉で危機感をあおる一方、もっと稼いでいい暮らしをしよう！自社の商品を愛そう！という熱いメッセージが込められた叱咤激励型のプレゼンでした。発表者の熱い気持ちが聴衆にも伝わっていたようです。

◆ 賢く頼れる先輩チーム ◆
急遽代役でロボット掃除機の生放送CMに出演！
どのように商品の魅力を顧客に伝えるか。

いきなり始まったチーム全員参加の寸劇！？ 部屋が散らかっていることから始まった夫婦喧嘩がロボット掃除機のお蔭で円満になるというストーリーですが、さすが大阪。要所に笑いが織り交ぜられていてすっかり引き込まれてしまいました。最後には、お父さんが掃除機に吸い込まれるというオチまで。

◆ 出世チーム ◆
有力投資家相手に会社の事業計画を説明する
財務担当役員。投資家の関心事を把握できるか。

我が出世チームのプレゼンターは、証券会社に勤める若手のホープ。非常に緊張していたようですが、投資家の関心事である市場や優位性を一生懸命説明してくれたので、しっかり魅力が伝わったと思います。最後はボスの登場で投資を後押し。貫禄がありました。

◆ おちゃめさんチーム ◆
急遽代役でロボット掃除機の生放送CMに出演！
どのように商品の魅力を顧客に伝えるか。

賢く頼れる先輩チームとテーマは同じでしたが、伝わってくる印象やメッセージは全く別物。改めて表現の3要素は重要なんだと気付きました。言葉の一つ一つにセンスがあり、論理立てて商品の魅力を伝えていた姿は、論理的にとらえて感覚で伝える「おちゃめさん」とは思えないトップセールスマンでした。

後に自分らしく自分の言葉で伝えなければ相手には何も伝わらないのです。自分の言葉で一生懸命伝えれば、きっと相手にも伝わるでしょう。相手のことを想う気持ちが大切。感じたことを素直に自分らしく表現することの大切さを学んだ経営倶楽部でした。

経営倶楽部

第86回経営倶楽部

平成27年2月7日

『戦後70年・新しい日本の課題』～安倍丸の航海は大丈夫か?～

講師：経済・経営評論家 泉 和幸 先生



昨年末の衆院選は消費税率引き上げ先延ばしの是非を問う形で実施され、与党は議席数の3分の2を維持しました。しかしながら、消費税率8%への引き上げは景気回復の足を引っ張ってしまったようで、アベノミクスの評価を引き下げる結果になってしまいました。経済もさることながら、日本の国の方向性を占うために、泉先生のご講演の中から、仮説と検証を通じて見えてきたことの一部をご紹介します。（税理士 林 竜弘）



■日本は、戦後70年間アメリカの庇護の下で成長を続けてきました。しかしそろそろこれまでの政治手法に対して反省をする時期に差し掛かっているのかも知れません。原子力発電の問題然り、国防軍の問題然り、憲法改正を前提としながら、戦後70年間平和条約を締結していない日本とロシアとの間で、北方領土はこのまま放置しておいてもよいのでしょうか？ 目を転じると、ウクライナではロシアがクリミアを併合して、下手をすると第三次世界大戦につながるようなトラブルが起きつつあります。ギリシャに端を発したユーロ危機では、EUからのギリシャ離脱問題を前提に、EUの結合に対して、その結合を解き放とうとする力が働いているのではないかという見方も有力です。

■ウクライナと申し合わせたようにイスラム国を名のるイスラム教過激派集団が、仏誌の風刺記事がムハンマドに対する侮辱だということでテロを起こしました。これに抗議して、ヨーロッパでは何十万人という人が立ち上がりました。また、このようなテロは日本でも起きる可能性がある



NSA（米国家安全保障局）は指摘しています。日本の政治や活動が、グローバリズムに基づいた正当性のあるものであるならばテロを恐れることは全くありませんが、敵対する国に加担するような態度を示せば、狂気に満ちたテロリズムが日本列島にやってくるのも時間の問題でしょう。残念なことにジャーナリストの後藤健二氏が殺害されました。

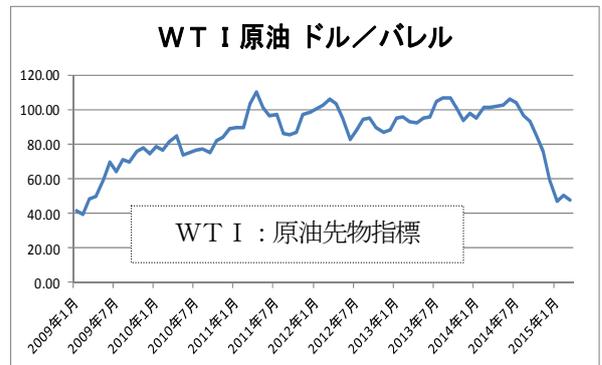
■中国では権力闘争が苛烈を極めています。重慶書記薄熙来氏、政治局常務委員を務めた周永康氏の失脚は記憶に新しいところです。また中国は、新疆ウイグル地区だけでなく、香港の雨傘革命、台湾条項を軸にした米国との兵器導入問題など多くの課題を抱えています。

す。モンゴル、新疆ウイグル、チベット、そして香港、台湾という、まだ表には現れていない包囲網が民族意識の中に芽生えている中で、習近平国家主席は、国内における軍部のクーデター計画をなんととしてでも抑える



ために上級将校を処断して、汚職・腐敗撲滅の大義名分の下で党の大掃除を続けています。他方で、シャドーバンキングと言われる中国の金融システムは、あのリーマンショックのときに4兆元という必要以上の経済対策を講じたツケが今ごろ回ってきて、鉄鋼や石油関連商品の在庫を大量に積み上げながら、中国の財務は危険水域に入っているようです。さらに賃金の上昇によって中国国内での経営の魅力がどんどん後退し、外資が引き上げていくという状況が現れてきています。

■中国を横目に、一時107ドルまで上昇していた原油相場が50ドルを割り込むところまで下落しました。一番



先にWT I が下げを演出し、ドバイが対応し、北海油田が下げました。今回の下げによって、いったいどの国がどんな影響を被ったかを頭の中に浮かべて頂きたいと思います。一つ目はプーチン大統領のロシアでしょう。国家収入の大半を石油と武器の輸出で運営しておりましたから、半分の50ドルしか入らなければ大変

なショックです。二つ目は、中国です。有り余る資金で次々と世界の石油開発拠点を買収してきましたが今度の下げによって、大きな損失を受けています。三つ目は、チャベス大統領のベネズエラです。石油輸出に依存するベネズエラは原油の引き下げにより国家の危機に追い込まれ、そのベネズエラの石油によって国家財政を支えていたキューバは、アメリカと50年来の仲たがいを放り捨てても国交回復しなければならなくなりました。これを全部つなぎ合わせるとOPECと呼ばれる産油国機構は今回の原油安で一番大きな打撃を被ったはずですが、自分たちの思うように動かないベネズエラを何とかしたいというのが今回の原油安を演出した大きな狙いの一つであったと思います。しかし、今度の原油安は、シェール革命で新しいエネルギー資源を手に入れたアメリカにも打撃を与えることになりました。その意味では、アメリカとサウジアラビアとの間で、両者が得をするようなシナリオを作り上げたのではないかという見立ても可能です。アメリカは中露を抑え込む一方で、サウジアラビアは混迷を深める中東イスラム地域の抑え込みです。同時に、石油メジャーの再編を巡って火花が散らされていますので今後のマーケットの動きに注目したいところです。

■イスラム国が立ち上がったことによって得をしている者は誰か。イギリスは脱EUを企図しています。イスラム国の立ち上がりを前提に、新しいEU結成の主導権を握ろうとする狙い、その時にはイギリスとロシアが提携しながら新しいEUを創っていかうとするプログラムもあるかもしれません。またオバマ大統領を選んだロックフェラーはいったい何を考えていたのか。冷戦後、アメリカ一極支配がいつまでも続くものではないと考えたからなのか、逆にこれを利用することによって新しい国際社会の枠組みを作り上げることができると考えた連中の思惑であったのか。その一方で中国はオバマ政権があればこそ米中の接近を果たすことができました。しかし米中が接近して太平洋を分割し合う仲になれると考えている人はロックフェラーの中心にはいないと思います。中国は、日米の間を割きながら、アメリカの太平洋における覇権弱体化を狙うと同時に、中国とロシアが一体化しなければ次のアジアはないということを前提に、ユーラシア同盟と新シルクロード構想を実現していくための一つの資金上の兵

器としてA I I B（アジアインフラ投資銀行）を提唱しています。このようなアメリカのTPPに対抗していかうとする戦略は、かなり深刻な世界金融戦争を前提とした仕組みのスタートであるといつて良いのではないかと考えます。日本は、アメリカと歩調を合わせるのであればI S D条項に十二分に注意を払いながらTPP参加への道を探ることになるのでしょうか？

■明治維新の頃、イギリスは本格的に新しい国家づくりの為に日本に協力しました。ロスチャイルドは、渋沢栄一という男を銀行テクノロジーのエースとして起用しました。日英同盟が締結されたのは1902年ですが、明治維新以来70年間日本の国づくりに機能したのが日英同盟です。ところがその後、アメリカの働きかけによって、日本は日英同盟を廃止してしまいます。日本の増長を危惧した英米が、対日移民制限法をはじめ様々な制限を強いるようになりました。このような様々な規制は、一つの成長しようとする国家を抑えようとするときのアングロサクソンの常套手段です。本来であれば、グローバリズムなんだから、宗教や民族は、お互いに尊重し合いながら、協和し、同調していいはずなんです。次の歌は、明治天皇の御製です。

よも 四方の海 みな同胞と^{はらから}思う世に
など波風の 立ち騒ぐらん

「波風の立ち騒ぐらん」の裏側には、宗教があり、民族があり、言語があり、いろいろあると思いますが、先の大戦での敗戦は、日英同盟から日独伊三国同盟へのシフトを経て、原子爆弾の投下によりポツダム宣言を受諾せしめるという、明治維新から70年後の事件だったのです。そしてポツダム宣言受諾から始まったのが日米同盟でした。日米同盟から70年経ったのです。次の70年間にどのような国造りをするのかは、これから我々が決めることですが、我々を取り巻く情報環境には様々な思惑が含まれていることを前提にして、溢れる情報に振り回されるのではなく、主体的に、仮説と検証を通じて情報に触れるという態度が必要です。

※参加者のご感想は、林事務所HPをご参照下さい。



税制トピックス

平成27年度の税制改正法案が成立しました。今回は、経済再生をうたった法人税の実効税率の引下げ、世代間の資金移転をスムーズにするための住宅取得資金の贈与の非課税枠拡大や結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置、国民1人に1つの番号が通知される「マイナンバー制度」の導入など、重要性の高い変更点等を中心にとりあげました。

(税理士 古田茂己・丸山晃希)



◆ ◆ ◆ ◆ 法人税 ◆ ◆ ◆ ◆

□ 法人税率の引下げ

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税の税率が23.9%(改正前25.5%)に引き下げられます。なお、中小法人等の所得のうちの年800万円以下の部分に対する軽減税率は従前どおり15%とし、適用期限が平成28年度末まで2年間延長されます。

□ 欠損金の繰越控除制度

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度について、大法人等(資本金1億円超の法人又は資本金5億円以上の法人の100%子会社等)の控除限度額が、次のとおり段階的に引き下げられます。なお中小法人等は現状のまま全額控除されます。

大法人等の繰越控除限度額の制限

適用事業年度	控除限度額
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	繰越控除前の所得の金額等の65%相当額 (改正前は80%相当額)
平成29年4月1日以後に開始する事業年度	繰越控除前の所得の金額等の50%相当額

(注) 法人の設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、所得の金額等の100%相当額が控除されます。

また、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金から、繰越期間が10年間(改正前9年間)に延長されます。なお、欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存が要件ですが、その保存期間及び欠損金額に係る更正の請求期間も10年間に延長されます。

□ 受取配当等の益金不算入の縮減

保有株式等の区分が見直され、支配目的の株式(株式の保有割合100%)については100%の益金不算入が保持されますが、その他の株式等の配当等の益金不算入の割合は一部引下げられます。また、持株割合が3分の1以下の場合には、配当等の益金不算入額を算出する際の負債利子控除制度が廃止されます。

□ 100万円以下の美術品等の減価償却

美術品等に該当する書画骨とう品は、原則として「時の経過によりその価値が減少しない資産」として

平成27年度の税制改正法案が成立しました。今回は、経済再生をうたった法人税の実効税率の引下げ、

世代間の資金移転をスムーズにするための住宅取得資金の贈与の非課税枠拡大や結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置、国民1人に1つの番号が通知される「マイナンバー制度」の導入など、重要性の高い変更点等を中心にとりあげました。

(税理士 古田茂己・丸山晃希)

減価償却資産に該当しないとされていましたが、このうち取得価額が1点100万円以下のものは減価償却資産として取り扱い、減価償却を行うこととされました。

□ 外形標準課税の税率の引上げ

資本金1億円超の法人に導入されている外形標準課税の税率が引上げられます。

◆ ◆ ◆ ◆ 所得税 ◆ ◆ ◆ ◆

□ NISAの年間投資上限額を120万円に引上げ

平成26年1月から導入された少額投資非課税制度(NISA)の年間投資額の限度額が、平成28年分から120万円(改正前100万円)に引き上げられ、非課税投資枠は最大600万円(改正前500万円)となります。

□ ジュニアNISA制度創設

両親や祖父母が未成年者である子や孫のためにNISA専用の口座を証券会社等に開設して投資する(子や孫への贈与になります)場合に、年間80万円の非課税枠が設けられました(ジュニアNISA制度)。

この制度を使って上場株式などの売却益や配当が非課税となる枠は、総額で最大400万円です(400万円を超過した部分は課税対象)。この制度では、運用口座の管理は親権者が代理し、原則として18歳までは引き出せません。18歳になるまでに引き出した場合、生じていた利益は課税対象となります。

ジュニアNISA口座が開設されている者(子や孫)が20歳になった場合、その後の1月1日以後は、そのジュニアNISA口座が開設されている証券会社等にその者のNISA口座が開設されたものとみなされます。

□ 住宅ローン減税等の適用期限の延長

住宅の取得等をして一定の間に居住の用に供した場合、その住宅ローン等について、次のような所得税額からの控除を受けることができますが、適用期限が2年間延長されます。なお、所得税額を超える控除限度額がある場合には、住民税からも控除が可能です。

区分	借入金残高適用上限	控除率	各年控除限度額	10年間最大控除額
消費税8%で購入した場合	4,000万円	1.0%	40万円	400万円



また、自己の居住の用に供している家屋について、バリアフリー改修工事など一定の増改築等を行い、その家屋を一定の間に居住の用に供したときにも、その特定の増改築費用等に充てるために借り入れた償還期間が5年以上である住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分について、一定割合相当額を所得税額から控除することができます。

以上の「一定の間」について、従来は平成29年12月31日までとなっていたものが、平成31年6月30日までに延長されました。

◆◇◆◆ 贈与税 ◆◇◆◆◇

□ 住宅取得等資金に係る贈与税の特例の拡充

親や祖父母が、20歳以上の子や孫の住宅取得資金等を援助しても、非課税枠内であれば贈与税が課税されません。その制度の期間と非課税枠が変わりました。

契約締結期間	非課税限度額	消費税率10%が適用される場合(A)		消費税率8%等が適用される場合(B)	
		良質な住宅	左記以外の住宅(一般)	良質な住宅	左記以外の住宅(一般)
平成26年	—	—	—	1,000万円	500万円
平成27年	—	—	—	1,500万円	1,000万円
平成28年1月～28年9月	—	—	—	1,200万円	700万円
平成28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	2,500万円	1,200万円	700万円
平成29年10月～30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
平成30年10月～31年6月	1,200万円	700万円	700万円	800万円	300万円

(注1) 個人間売買は(B)が適用されます。
 (注2) 良質な住宅とは、省エネ、バリアフリー、耐震性が高い等で一定の基準を満たす住宅をいいます。

□ 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税

20歳以上50歳未満の子や孫の結婚・子育ての資金のために、親や祖父母が金融機関で結婚・子育ての口座(子等名義)を開設し、資金を拠出する場合、一定要件の下、その資金について、受贈者(子や孫)一人ごとに1,000万円(結婚資金として使えるのは300万円まで)まで贈与税が非課税とされます。なお、結婚・子育て資金の払出しは、金融機関に領収書を提出して確認を受けることとなります。

非課税となる資金使途は、① 婚礼・結婚披露費用、住居費、引っ越し費用 ② 妊娠・出産費用、子の医療費及び子の保育料 のうちの一定のものです。

子や孫が50歳に達した日に残っていた未使用資金は贈与税の課税、また、贈与者である親や祖父母が亡

くなった場合に残っていた未使用資金は相続税の課税となりますが、受贈者(子や孫)が50歳までに死亡した場合の未使用資金については、贈与税が課税されません。



□ 教育資金の一括贈与非課税措置の延長

子や孫の教育資金に充てるために、親や祖父母が金融機関で教育資金口座を開設し、教育資金を拠出する場合、子や孫一人ごとに1,500万円まで贈与税が非課税とされる制度の適用期限が、平成31年3月31日まで延長されます。また、教育資金の対象に ① 通学定期代、② 留学渡航費等 が追加されました。

◆◇◆◆ マイナンバー制度 ◆◇◆◆◇

□ マイナンバー制度とは？

「マイナンバー制度」とは、個人に対して生まれた時から亡くなるまでの間、1人に1つの番号(マイナンバー)が付される制度です。法人にも付され、指定された番号は原則として変わることはありません。

マイナンバーの個人への通知は、平成27年10月から開始され、平成28年1月から利用が開始されます。マイナンバーを付した「個人番号カード」には、市町村が発行するICチップが埋め込まれ、市町村の窓口で簡単に所得証明書や住民票の交付を受けることができます。現在のところ、その利用範囲は社会保障・税務・災害対策の3分野とされています。

□ マイナンバー制度のメリットとデメリット

メリットとしては、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止し、本当に困っている人を支援できることがあげられます。また、添付書類の削減など行政手続の簡素化、国民負担の軽減も図られます。一方のデメリットは、個人情報漏洩のリスクです。マイナンバーが漏洩されると様々な個人情報が流出します。厳格な管理体制が必要です。

具体的な利用範囲は以下のとおりです。

活用分野	利用範囲	
社会保障	年金	年金の資格取得や確認等
	労働	雇用保険等の資格・確認、ハローワークの事務等
	福祉・医療その他	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続等
税務	確定申告書、届出書、法定調書等	
災害対策	被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成事務等	

相続・贈与

相続税の基礎控除額が従前の6割に、最高税率が50%から55%となりました。これを受けて、相続対策セミナーの広告を目にする機会が多くなり、生前贈与の相談も多

くなったと感じます。贈与による節税対策としては、基本は、**暦年贈与**で年110万円の基礎控除。婚姻期間20年以上の**居住用財産の配偶者控除**、ご子息等の自宅購入時の**住宅取得資金の特例等**があります。「賢い贈与の仕方」は次号以降に譲り、今回は、最近話題の**民事信託**についてのご寄稿を掲載いたします。 (税理士 林 幸)

私の民事信託(家族信託)活用法

司法書士 木田 佳文 様

＊はじめに＊

「信託」とは、ある人(委託者)が信託行為(遺言・信託契約等)によって、信頼できる人(受託者)に対して不動産・預貯金等の財産を移転し、一定の目的(信託目的)に沿って誰か(受益者)のためにその財産(信託財産)を管理・処分する法律関係を指します。



「民事信託」は、「商事信託」とは違い、受託者が信託報酬を得ないで行う信託(＝非営利信託)で、信託業法の制限を受けません。受託者は個人と法人を問わず誰でもなることができます。

＊私が民事信託に興味を持ったわけ＊

私が民事信託に興味を持ったのは、成年後見の財産管理を行う後見人が、被後見人の意思を尊重していないことが多いと感じたことがキッカケです。私自身が意思能力をなくしたり、死亡した後、どうなるのかと考えました。信託を利用すれば、死亡後も一定の期間、私の元気な時の思いが尊重されると考えたのです。

＊日本で一般化されなかった信託の新しい動き＊

「信託は、西洋で騎士が戦場に長期間赴く時、残した領地や家族等の安泰を友人等に託したことに始まる」と書かれたものもあります。日本でも似たようなことはあったものの、欧米のように一般化されていないのは、当初の法律の出来方によると考えます。

信託二法(信託法・信託業法)は大正11年に制定されていますが、悪質な業者を締め出すために作られた法律なので、一般に馴染みが薄いのも当然です。また、信託という言葉は一般人にとっては、詐欺師が使う危険な香りがするものだとイメージがあります。

しかし、改正された信託法(平成18年12月15日法律第108号)が成立し、欧米並みに一般化しようとする流れ(例えば一般社団法人民事信託推進センター等)が起こったところです。私は、信託について慎重に検討し、且つ、実行しようとしています。

＊私が考える民事信託の活用法＊

私の考える民事信託は、私が委託者であり、私の家族が支配株主である株式会社を受託者としてします。当初の運用益は受益者である私が享受しますが、私の死亡後は家内を受益者として指定しておきます。そうすると、遺産分割協議による相続人間の協議に関係なく、家内が受益者となります。病気治療の費用や葬儀代等々も信託契約の内容とします。

また、財産だけでなく、債権者の同意を得て、委託者の債務を受託者が信託財産として引き受けることも可能です。信託契約は委託者と受託者の合意のみで成立する契約です。

＊信託する財産と手元に置く財産の選別＊

私の財産の内、信託する財産(会社に名義を移す財産)と私が手元に置いて自由処分する財産とに選別します。会社に信託をする行為は、別人の私をもう一人作ることに同じだと思います。私の場合、親から譲り受けた財産、出来るだけ長く維持したい財産を信託財産にします。思いを込める信託契約の内容は100年後を見通せるものにしたいと考えています。

＊相続争いを防ぎ、妻に安心を＊

死亡後の相続争いの火種は、相続人が独占できる権利や自由処分にあると思います。その意味で、信託の重石が乗った漬物状態の相続財産は魅力がありませんので、相続争いを防ぎます。また、私の家内は、委託者である私が死亡するまで受益者として権利を有しませんが、委託者である私が信託の変更や終了をしようとする場合は、家内の同意が必要になります。家内にとっても、安心が得られるでしょう。



私の考えております信託は、ファミリーを基軸にした昔の大家族主義を理想とする信託でもあります。私は、信託を利用した成功者でなく、単なるチャレンジャーであることを暴露して、読んで頂いた方が更に考えを深められることを期待して筆を置きます。

労務管理

改正障害者雇用促進法（新たな納付金制度の概要）

今年の4月から障害者雇用納付金制度が一部改正されます。50人以上の労働者を雇用する企業には、障害者雇用が義務づけられていますが、その中で100人(平成26年度までは200人)を超える労働者を雇用する企業については、その義務を達成していない場合、平成27年4月～28年3月の未達成度合に応じて平成28年4月1日～5月16日の間に納付金の申告及び支払いが必要となります。

今回は、この障害者雇用促進法の改正についてご紹介します。 (社会保険労務士 泉谷 功)

◆ 障害者雇用促進法とは

厚生労働省では、障害のある人が障害のない人と同様、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指し、障害のある人の雇用対策を総合的に推進しています。その一環として、障害者雇用促進法を定め、事業主は雇用する労働者50人ごとに1人(法定雇用障害者数)以上の障害者を雇用すべきものとしています。

◆ 雇用する労働者の人数の数え方

雇用する労働者の内、週所定労働時間が20時間未満の者は除き、20時間以上30時間未満の者は0.5人で計算します。例えば、労働者数が125人で、内20時間未満の者が10人、20時間以上30時間未満の者が35人、30時間以上の者が80人の場合、 $35人 \times 0.5 + 80人 = 97.5人$ となっており、100人以下ですから、雇用すべき障害者は1人となります。



◆ 雇用する障害者の人数の数え方

雇用する障害者の人数は、20時間以上30時間未満の場合は0.5人、30時間以上の場合には1人と計算しますので、20時間の障害者を2人雇用すれば、雇用する障害者の人数は1人(2人×0.5)となります。

◆ 障害者雇用納付金制度とは？

障害者雇用納付金制度とは、法定雇用障害者数を下回っている場合、事業主が納付金を支払う仕組みです。これは、障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から定められています。

今回の改正で、平成27年4月1日から、この障害者雇用納付金制度の適用を受けるのは、雇用労働者数が100人を超える事業主となりました。納付金の額は、不足人数一人当たり月額5万円です。

例えば、ある事業主において、平成27年4月～28年3月までで、実際に雇用した障害者の人数が12ヵ月とも1人であれば、年間では、 $1人 \times 12ヵ月 = 12人$ となります。しかし、法定雇用障害者数は、平成27年4月

～9月が月1人で、平成27年10月～28年3月が月2人なら、年間では、 $1人 \times 6ヵ月 + 2人 \times 6ヵ月 = 18人$ となり、6人の不足となります。その不足の6人に5万円を乗じた30万円を平成28年4月1日～5月16日の間に申告をして、納付金を支払います。ただし、雇用労働者数が100人を超え200人以下の事業主は、平成32年3月31日まで不足人数一人当たりの納付金が月額4万円に減額されます。



◆ 障害者雇用調整金

納付金制度とは逆に、法定雇用障害者数を上回っている場合、上回る人数一人当たり月額2.7万円が障害者雇用調整金として事業主に支給されます。

◆ 特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により、障害のある人を継続して雇用する事業主に対して、賃金相当額の一部が助成されます。一人当たりの助成額は、資本金5千万円以下等の中小企業の場合、平成27年5月1日の雇入れから、所定労働時間が週20時間以上30時間未満の場合は80万円、週30時間以上の場合には120万円(重度障害者等の場合は240万円)となります。他にも、設備の整備等、障害者雇用を促進する助成金もあります。

◆ 障害者雇用をどう考えるか

障害者雇用を考えていたとしても、「人事管理体制での不安」、「障害者にできる仕事はない」という固定観念等によって前に進まないこともあります。障害者雇用の問題は、多くの障害者は働く意欲と能力があるにもかかわらず、就労できずにいることなので、「障害者」を雇用するのではなく、「一人の労働者」を雇用すると考えてみられてはいかがでしょうか？

この記事に関する事や、人事労務管理に関するご質問・お問い合わせは
泉谷社会保険労務士事務所 まで
TEL : 072-247-9134 携帯 : 090-3654-9749
メール izumitani-sharousi@oregano.ocn.ne.jp

新しい会計基準について

シリーズでお伝えしております、新しい会計基準ですが、前号(49号)では「事業資産の評価」と題して、新会計基準における

固定資産の減損会計について取り上げました。今回は「税効果会計」について紹介したいと思います。(編集部)

新しい会計基準 Ⅳ 「税効果会計」 公認会計士 藤原 良樹

■ 税効果会計とは？

税効果会計は、会計上の利益と課税所得の期間のズレを調整し、税引前利益と法人税等を合理的に対応させるための会計手法です。

理解して頂くために、具体例を考えてみます。

例1 税効果会計の適用なし 税率40% 第1期の貸倒損失50は税務上第3期に損金算入される			
摘要	第1期	第2期	第3期
諸収益	100	100	100
貸倒損失	(50)	—	—
税引前利益(法人税等)	50 (40)	100 (40)	100 (20)
税引後利益	10	60	80
税引前利益に対する税負担率 税額の計算	80%	40%	20%
税引前利益	50	100	100
貸倒損失の扱い	50	—	(50)
課税所得	100	100	50
法人税等(40%)	40	40	20

税率が40%ですから、本来は、第1期は税引前利益が50に対して法人税等は20、第3期は税引前利益が100に対して法人税等は40、となるはずですが、しかし上の例では、第1期に計上した貸倒損失50が税務上の損金として認められるのが第3期なので、各期の税引前利益に対する税負担率は大きく変動しています。これを調整するのが税効果会計です。例1の場合、税効果会計を適用すると次のようになります。

例2 税効果会計の適用(条件は例1と同じ)			
摘要	第1期	第2期	第3期
諸収益	100	100	100
貸倒損失	(50)	—	—
税引前利益(法人税等)	50 (40)	100 (40)	100 (20)
税効果会計による調整	20	—	(20)
税引後利益	30	60	60
税引前利益に対する税負担率 税額の計算は例1と同じ	40%	40%	40%

例2では第1期と第3期で税効果会計による調整20を行った結果、税引前利益に対する税負担率は毎期40%となって、法人税等と税引前利益が合理的に対応

しています。第1期の法人税等40のうち税効果会計による調整20は、第3期の法人税の前払とも考えられ、繰延税金資産という勘定科目で資産に計上します。

■ 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、税効果会計による調整対象項目(例では貸倒損失)が、その後に損金算入されて税金を減らす効果が認められるから「資産」なのです。したがって、繰延税金資産が将来の税金を減らす効果があるかどうかを事業計画等に基づいて検討し、減らす効果があると確実に見込まれるものだけを繰延税金資産に計上することができます。

■ 税効果会計導入時の影響

税効果会計は、1999年から上場企業等で適用が開始されました。導入で最も恩恵を受けたのは銀行だと言われています。多額の不良債権に係る貸倒引当金を計上していた銀行は、BIS規制抵触の懸念が出る程自己資本比率が低下していました。しかし、税効果会計が導入され、貸倒引当金に係る繰延税金資産を資産に計上することによって、自己資本を嵩上げてこれを回避できたのです。

■ 税効果会計の問題点

業績が急速に悪化して、繰延税金資産の回収可能性が見込めなくなると、計上済みの繰延税金資産を取り崩す必要があるため、当期純利益が実態以上に悪く見えます。一方、逆の場合、多額の繰延税金資産が計上され、当期純利益が実態以上に良く見えます。このように、税効果会計には、良い業績はより良く、悪い業績はより悪くする効果があるので、減損会計と同様にV字回復演出等の恣意的な会計処理が行われるリスクがあります。

このような問題は、繰延税金資産が、不確かな将来予測に基づき、見積りによって計上されることに起因します。繰延税金資産は不確実な金額であることを認識しておく必要があります。財務諸表(計算書類)を見る場合には、繰延税金資産の極端な増減に注意するとともに、注記情報に記載されている繰延税金資産の内訳等にも目を向ける必要があります。

Key for Success 第24回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」（講師林光行・幸）修了生のみで構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。



今回の発表は第31期修了ほやほやのトゲピーこと熊谷幸祐さんです。ご本人曰く「失敗と成功の連続。ジェットコースターのような経営体験」とのことでしたが、笑いとユーモアに溢れた発表は、驚きの連続で、困難の数々を克服された体験から大きな経営のヒントを学ぶことができました。（第20期 壽久志）

★★ LPガス車は良いことばかり！ ★★

熊谷さんの会社「ダイコー自動車整備株式会社(大阪市平野区)」は、ガソリンで走る自動車を、LPガスで走る自動車に改造することを主な事業とされています。昭和48年にお父様が創業、平成19年に熊谷さんが事業継承されました。

LPガス車のメリットは、燃料費が安価、排気がクリーン。びっくりしたことは安全性です。事故時に、引火の可能性が低く、エリザベス女王を始め、世界の要人は全てLPガス車を使っているということです。経済面、環境面、安全面、良いことばかりの車ですね。



★★ 負のスパイラルからの脱出 ★★

熊谷さんの会社は、顧客の多くが個人タクシーでした。タクシー業界の経営環境が厳しくなるに伴い、会社は多くの経営課題に直面しました。売掛金の回収不能から生じる資金繰悪化、資金繰りのための薄利受注、併せてご自身の体調不良、創業者であるお父様や従業員との確執。止まらぬ負のスパイラルは20年近くも続き、迷い悩み続ける日々を過ごされました。

転機は、ある本を読んで感銘を受け「いい人をやめよう」と、今までの考えを根底から改め「勇気をもって、やめる・すてる」ということを徹底したことです。

例えば、①お客さんにとって「都合のいい人」をやめる→代金回収が長期化する仕事は断る。②目先のお金のための修理や整備の仕事を断る→利益率のいい仕事をする。③自社で改造するというこだわりを捨てる→改造を外注にし、自社で検査・試運転して納品する。

④仕事の采配を自分一人でするのをやめる→納車日・受注内容・車名・材料調達日・担当者を4ヶ月先までホワイトボードに書き出して表にする。

その結果、苦しい負のスパイラルから徐々に脱出。売掛金回収の期日を決めて集金に向き、月次決算をして毎月の利益を確認するようになりました。

★★ 「ものづくり補助金」ゲット！ ★★

そういった中、「経営基礎講座」に参加した熊谷さんは、初めて本気で中期経営計画書を作成し、自社の強み・弱みを明確にしました。会社の強みは、LPガスとガソリンの2つの燃料で走る「ガスハイブリッドシステム」の軽自動車を、関西で唯一、自社で改造・販売していることです。また「ガスハイブリッド軽自動車」をテーマに「ものづくり補助金」の申請をして採択され、見事補助金を取得されたそうです。正のスパイラルに入った熊谷さんの進撃はまだまだ続きそうです。

★★ 事業転換を考える機会に ★★

会社は外的・内的要因で様々な事業転換を迫られます。私自身も現在外的要因で大きな事業転換を迫られていますが、どうしても過去の成功体験から離れられず、大苦戦を強いられています。今回の発表は、事業転換の必要性に直面した時、どのように事態を受け止めて、どう行動するかを考える良い機会になりました。熊谷さんから学んだ「勇気をもって、やめる・すてる」を一つの新しい成長のヒントと位置づけて、事業転換に取り組んでいきたいと思えます。

熊谷さん、有難うございました。



【第32期 よくわかる！経営基礎講座】 於：Aワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>

☆「事業構想編」平成27年 6月 9日～7月14日 18:30～21:00 毎火曜日全5回（受講料26,460円教材費込）

☆「事業計画編」平成27年 7月28日～8月25日 18:30～21:00 毎火曜日全4回（受講料21,600円教材費込）

ひととひと

「“群芳”とともに20年」松井 佐知子さん

群芳



林光行と同じ高津高校19期の松井佐知子さんが、サロン「群芳」をオープンされたのは20年前。「群芳」は、開店当初から高津の先輩後輩問わず訪れ、店内はたちまち同窓会！！
 「(同期の男性が)みんな反対しやるねん。林くんどう思う？」と相談され、「『人生後悔しないためにやりーや』と賛成したのは僕だけや」と光行から自慢げに聞かされていました。今回は、この度同窓会幹事組織化委員会委員の拝命を受けた河野恭子さん(34期)と私(20期)で話を聞きました。ママ(と呼んでいます)は思っていた以上に「男前！」でした。(税理士 林 幸)

☺️ どんな子どもさんだったのですか～？

幼稚園の頃は人見知りで、引っ込み思案。お弁当箱を握りしめたまま、じーっとしていたこともあったわ～。一人っ子でね、ぼーっと育ったかな～。でも、小学生の頃からは、活発な子になってたわ～。

📖 高津高校時代はどんなふうでした？

学校は自由だったよね。今どきの子にはびっくりされるけど、昼に中華を食べに行ったり映画を見に行ったり…。クラスでスケートに行った時は大怪我して担任を慌てさせたわ～(笑)。楽しかったわ～。

でも、家が厳しかったから、早く帰らないといけなかったんよ。友達と遊びに行くのにも、手紙を書いて父の机に置くの。涙の跡なんか付けてね(笑)。親子だけど手紙での会話。そうそう、家庭教師が2人いたの。成績の悪いのに母がびっくりして…(笑)。

✍️ 高津で家庭教師なんて聞いたことないです！

それなのにね、親不孝したわ。浪人時代に好きな人ができて、惚れて、押しかけて…結婚したの。免疫が無いから…(笑)。だから大学には行ってないの。でも、好きな人と結婚できてよかったと思ってる…。

👩 専業主婦をされてたんですか？

私の実家が化粧品会社の景品などファンシーグッズを作る会社でその手伝いをしていたの。夫も一緒にね。ところが、夫が、赤い糸で結ばれた人の元に行ってしまったの～。長男が大学生で長女が高校生。ショックで何も喉が通らなくて…。2か月で10キロ痩せて、首も上がらなくなっていたの。ある朝、「両親がくれたこの身体…こんなことしてたらアカン」と、ムク～ッと起き上がって、首をがぁ～っと上げたの。

☺️ それからどうされたんですか？

ありとあらゆる貼り紙を見て働きに行きました。

ある時、クリーニング屋さんで衣類回収用の大きなカートを押していたの。それをアルバイトに来ていた

息子の友達が「おばちゃん、何してるの～？！」と。びっくりしやったんよ。PTAでもいつも着物姿やったから…。それでもまだ足らんから夕方から勤めて…。そしたら、息子が「これ以上惨めにならんといて…」と。子どもの心にはそう映ってたんやろね～。

👂 それでお店をしようと…？

息子の一言で「これは、オーナーにならんとアカン」と思ったの～。で、何かお店するしかないわって…。昔から「お店してはりますか？」とよく聞かれたから…。そんなふうに言われるのが嫌だったけれど「これは神さんが与えてくれはったんかな～」と。お料理が好きだったから、止まり木的な家庭料理のお店したかったけど、1,000万円かかると言われて諦めて…。

🎉 オープンは、バブルも崩壊した後ですよ？

平成6年12月9日だから、そうね。あまり考えてなかったけれど、それが良かったのよ～(笑)。景気が良かったらもっと華やかなお店に行かれるでしょう？とにかく同期生だけが頼りだから(笑)、場所もビルの雰囲気も、同期生が来てくれることを想像して探して、丁度見つかって…2週間でオープンしたの～。

でも知識も何もない。同級生がカウンターの中に入って手伝ってくれて、教えてもらって、怒られてばかり…(笑)。ものすごく助けてもらったわ～。同期生たちはよく覗いてくれて。心配やったんやろね～(笑)

☺️ ママとの距離が近くて居心地いいんですよ～

「おばはんが立ってるような店」ってよく言われたわ～(笑)。でもね、早い時間に来てくださるお客さんが、「そんな値打ちの無い店に来てないよ。あんたが商品やねんで」と、こんこんとおっしゃるの。それで吹っ切れた。全然ダメだったアルコールもビールだけけど飲めるようになったの。



ママの似顔絵

☺ 昼間は勤めておられたんですね。

店を始めてからもOLは7年半しました。そんな甘いもんじゃないと思っていたから…。

でも、体力も続かなくなって会社を辞めたの。あの頃は、遅くまでいらっしゃるお客さんも多くて…お客さんも元気だった…そういえば、林クンとも朝5時頃からよくラーメンを食べに行っていたよね～(笑)。

㊦ 最初のお店は2軒隣でしたよね？

お店の更新をするのに50万円要ったの。最初は3か月は続けようと始めたけど、おかげでお客様は続いているし、ボトルは沢山あるし…。で、ビルの常務さんに「続けたいんです。でもお金はないんです」と言いに行ったの。その常務さん、お昼も勤めている心意気を感じてくださって、10回の分割にしてくださいました。次に、もう少し広いところはない



かと相談したら、今のところがあるよって。1.5倍の広さで、どんな店をやっても潰れたから倉庫になっていたんよ～。倉庫だったから賃料も安くしていただいたの。

♪ ジャズを歌われるようになったのは～？

店をしている友人から「同級生がジャズバンドをするのにボーカル探してるんだけど、松井さんどう？」と話しがあって…これはチャンス！「私がします！」って…。普段美空ひばりしか歌ってないのに…(笑)。ただ、お店でジャズを歌うお客さんと一緒に5曲ぐらいは付いて歌えてたの。実際は、舞台上立つと、リズムもとれないし、全く歌えなくて…。もうアカンと思っていたら、「その根性は買う」って言ってもらって…(笑)。毎年出演した加茂町祭りには、同期生たちがみんなよく来てくれたわ。

☼ すごい根性ですね～それはいつからです～？

だって何故来たチャンスを逃すの～？！ いつから…？ そうね～、やっぱりすべては「首をがあ～っと上げて」からかしら…。くれはったチャンスは逃しません！ こけても失敗しても、みっともなくても平気！ 恥を顧みず…(笑) そうやって20年してきました。

☞ 「群芳」と付けられたのが素晴らしいですね～

もともと「群芳」の字も響きも好きやったし、これしか思いつかなかったのよ～。これしかない！って。意味も「賢者の集い」。優秀な人たちが芳しく群かんばれている状態。本当にそうになっているよね。そう思えへん～？

高津高校同窓会名簿の名称が「群芳」(ぐんぼう)。うちは少し遠慮して「群芳」(ぐんほう)。看板の字は、高津高校1期の佐々木英彰先生(常光寺住職)が書いてくださったんです。オープンする時、先生が「君ならやれる！」って言ってくださった。何か辛いことがあったらそれを思い出して「よし！がんばろう！」って気持ちになれるの。佐々木先生を始め、同窓会でご縁を頂いた高校1期の方々には本当にお世話になりました。

☞ 本当に、同窓生のお店になってますよね。

高津高校にこだわっているわけではないのよ。でも、同期生がずーっと同窓会の役を歴代してきたでしょ？60周年(1978年)の時から同窓会に行っ、何かしら関わって…だから先輩方も知っている方が多かつたし、何より同期生がみんな盛り上げてくれたのよ～。

☺ どんなことを心がけてこられましたか？

「群芳」と付けたからには格調高いお店を目指そうと。だからスナックじゃなくてサロンの。群芳らしく、社会で活躍する人たちに集ってもらいたいなあと。

でも最初は、ドアもそーっと開けて入ってこられたの～(笑)。「行ってやらなアカンお店」だったのよ。それを「行きたいお店」、そして「僕も(私も)行ってます」というお店にしたいと思ってきました。また心がけているのは、入ってこられたらどんな状態かわかるから、それに合わせてお迎えすること。ここで、ほっこりしていただいて、また活躍していただきたいと。

☼ 3年後の2018年は同窓会の100周年ですが…

高津の卒業生って、みんな高津出身だということに自信と誇りを持っていると思うわ～。出身校への愛という意味ではどこにも負けへんのと違う～？ だけど全体の同窓会には余り出席せえへんね～(笑)。皆個人個人やからね～。でも、100周年は「100年に一度」。「初めて」で「もうない」から～。きっと応援してくださいと思うわ～。私も微力ながら精一杯協力させてもらいます。



沢山の20周年お祝いのお花

「店にいるのが一番落ち着くし、好き」「充実した20年やったわ～」という松井さん。その凜とした生き方もまた「群芳」の魅力なんだと思いました。

群芳 (住所) 大阪市中央区東心斎橋2-1-5 ゴールデン第一プラザビル7F
 (電話) 06-6212-7751
 (営業時間) 19:00～24:30 (休日) 日・祝



寄稿

元衆議院議員 熊田 あつし 様

この2年余り、ロシア(以下、露)をはじめアメリカ(以下、米)や欧州などを回り、他国の政治関係者などとも直接お話しをさせていただき、国際政治の中での日本の位置づけを考えてまいりました。感じられたことは、大きく変化していく世界でした。

ニュースに表れる事例でも、ウクライナ問題に端を発する露と米欧の緊張関係、イスラム国の出現など不安定化する中東及びイスラム圏、AIIB(アジアインフラ投資銀行)に象徴される中国の台頭、等々、多極化すると同時に不安定化する世界を表すことばかりです。

この状況は、日本にとっても大きな問題です。

これらの諸問題は、それぞれに独立した事象ではなく、パクス・アメリカナ(米による平和)後の世界秩序が確立しておらず、次の覇権もしくは影響力拡大を図った様々な^{うごめ}蠢きや、米の影響力保持のためのあがきが、様々な形で噴出しているのだと思います。

この流れが、東アジアにおいては、新型大国関係としてのG2を目指す中国や、経済領土なる概念を創出し経済的影響力拡大を目指す韓国の、強気な対日姿勢にも表れ、これが反射的に日本での中国警戒論や嫌韓論にもつなり、現在行われている日本国内での安全保障論議にも影響を与えているのではないのでしょうか。

寄稿

山口県長門市 中三川 俊夫 様

現在、農業の構造改革・競争力強化・TPP交渉からの要請の名の下、JA(農業協同組合)の再編が進められています。ポイントは、最上部組織のJA全中(以下、農中)の監査権と指導権をとり上げ、各単位農協のやる気と地域に合った経営で競争力をつけようというものです。効果には大いに疑問があります。農中の指導権をなくしても、その権限が各都道府県の農協中央会に移るだけで、各農家の兼業体質・上部組織の指導や補助金頼みといった体質は変わらない気がします。

私の危惧は、JF(漁業協同組合)も同様の危機に陥っていることです。JFの方が深刻かもしれません。

高齢化・後継者不足といった構造的な問題点に加え、漁船や舶用機器の高額化とそれに見合う水揚高がないこと。輸入物との競合が難しいこと。等々日本の水産

エネルギー政策をライフワークと考える私にとっては、このような世界情勢には強い危機感を感じます。

残念ながら現時点での日本はエネルギー小国であり、多くを海外、特に中東に依存しているため、中東が不安定化していることは強い懸念材料の一つです。

また、中東からの輸入ルートは南シナ海を通りますが、この海域では中国の台頭により、中国・ベトナム・フィリピン・マレーシア・台湾・ブルネイなどを巻き込み領有権問題が緊迫化しています。

さらには、日本の天然ガスのもうひとつの輸入先である露も米との関係が緊迫化し、日露間の領土問題も含め日本にとっては厳しい状況が発生しています。

日本としては、このような状況を踏まえた対応を考えていかなくてはなりません。

多極化かつ不安定化した世界でありながら、集団安全保障が実質的には機能していない状況に対応していくためには、日米関係を基軸としつつも、多方位外交を展開していくべきです。19世紀的な概念と捉えられてはいますが、勢力均衡的な要素も無視できなくなってくるでしょう。その意味では、私は、露、インド、トルコなどとの関係が大きなポイントだと考えます。

平和国家としての歩みを堅持し、国民の生命と財産を守るためにも、多極化する世界にいかに対応していくか、真剣に考え、方向を定める時なのだと思います。

業をとりまく環境は非常に厳しいものがあります。

山口県では、山口県漁協の下、統括支店、各支店という形で組織されています。私の支店(旧久津漁協)も、私が着業した時には正組合員が120~130名いましたが、現在43名、平均年齢が、65~66才位です。こういった状況の下、組合の市場機能も低下しています。

更にJFにとって問題なのは、組織としての組合のあり方です。就業者が絶対的に少なく、正組合員の拠出からなる出資金が少額なため、財務基盤が非常にぜい弱であること。又、組合の事業がJAと同じように、購買・販売・信用・共済・指導・自営等々、多岐に亘り、それぞれの生産性が非常に低く、経常収益段階で常に赤字体質になっていることなどがあげられます。

こういった状況下、先行きに希望を見出せずにはいますが、もう一度基本にかえって、日本の食の安全・安心を守る為にがんばっていきたくと思っています。

寄稿 後藤健二氏を偲ぶ

コスモス法律事務所 弁護士 四宮 章夫 様

2014年10月頃イスラム国(ISIL)に拘束され、本年1月31日に殺害されたと見られている後藤健二氏は、1967年仙台市生まれ、法政大学卒業後、1996年に映像通信会社を設立、アフリカや中東などの紛争地帯等の取材に携わってこられた。1997年、日本基督教団田園調布教会で受洗した敬虔なクリスチャンでもある。

後藤氏が生命の危険を冒してISILの支配地域に入ろうとした動機は不明であるが、紛争地域の弱者に対する共感と報道に対する使命感によるものであることは彼が執筆した書籍からも推測できる。ジャーナリストとして生き、ジャーナリストとして倒れた彼の心情を知りたくて、(株)汐文社発行の著書4冊を読了した。いずれも日本の子どもたちに、苦境にある子供たちの声を伝えようとしたものだ。

- ①「ダイヤモンドより平和がほしい」～子ども兵士・ムリアの告白～(2005年)
- ②「エイズの村に生まれて」～命をつなぐ16歳の母・ナターシャ～(2007年)
- ③「もしも学校に行けたら」～アフガニスタンの少女・マリアムの物語～(2009年)
- ④「ルワンダの祈り」～内戦を生きのびた家族の物語～(2008年)

後藤健二氏は、常に最も弱い立場の人に寄り添い、ヒューマンスティックな目線で問題を告発しているという意味で、世間に対する強い訴求力を有している。現に、①は第53回産経児童出版文化賞フジテレビ賞を受賞しており、②の問題も、後藤健二氏の筆によって国際社会が広くその存在を知ったものである。

また、2015年2月12日、米合衆国国連大使のサマンサ・パワーも、ISILの資金源を絶つための国連安全保障理事会の決議の採択後、「生涯を紛争について書くことに費やした」と語り、彼を称賛している。

ルワンダの歴史を概観すれば…

彼の報道の意義を考えるため、若干の予備知識を持つルワンダの問題について、掘り下げてみたい。

アフリカ中部にあるルワンダは自然豊かな国であるが、悲劇が起きた1994年当時、ルワンダの人口700数十万人の内、フツ族は8割強、ツチ族は1割強であったとされている。フツ族は農耕民、ツチ族は牧畜民という違いがあるだけで、元々は同じ言語を使い、同一

民族であると考えられる。

ルワンダはドイツの植民地であったが、第一次世界大戦後ベルギーが植民地支配を受け継いだ。ツチ族が優秀であるという人種概念を流布させて支配層とする間接支配体制が築かれたが、後にツチ族との関係が悪化したベルギーは、多数派のフツ族による体制転覆を支援し、多くのツチ族が報復を恐れて隣国ウガンダ等に亡命した。ツチ族は、ルワンダ愛国戦線(FPR)を組織して、ウガンダを拠点に、フツ族の政権に対する反政府運動を活発化させることになるが、1994年4月6日に、フツ族大統領等を乗せた飛行機が何者かに撃墜されたことに端を発して、フツ族による大量虐殺が始まり、1994年7月に新政権が発足するまでの約100日間に、80万人とも100万人とも言われるツチ族及び政府に批判的なフツ族が虐殺された。



ルワンダの悲劇は何故起きたか

ルワンダ虐殺は野蛮なアフリカ人の犯行だと考えるとすれば、それは誤解である。



平和なアフリカ社会に分裂と憎しみをもち込んだのは、欧米の巧妙な植民地支配であり、虐殺の裏側に、ルワンダ独立後の権益に目が眩んだベルギーやフランス等の欧米の国々が存在していた。だからこそ、国際社会は、ツチ族を見殺しにしたのである。

後藤健二氏は、1996年の春にルワンダを訪れたが、子ども兵士に拉致され、命を落とすところ、かろうじて解放された。2008年に再び入国、取材活動を行った。虐殺から生き延びた被害者から聞き取った凄惨な事件の様々と、被害者達が深刻な心的外傷性ストレス障害に悩みながら、自らの生活とルワンダの再建のために歩み始めている姿とを描き出すことに成功している。

本の帯には、「憎しみと悲しみに満たされた心だけでは、きっと生きてはいけない」と書かれている。ツチ族の被害者が、フツ族の加害者を許すことによって、両者間に国民的和解が成立することを、後藤健二氏が祈るような気持ちで期待していることが明らかである。

彼が生きておれば、優れたルポルタージュの継続が期待されたし、その報道が、併せて、国際問題の歴史的背景や欧米先進国のもたらした災禍を告発する迄に進化していくことも期待できたと私は思う。

それらもが叶わなくなったことは、誠に残念である。



寄稿 どうなる大阪?!

「ようわからん」のに住民投票で最終決定!
前大阪市長 平松 邦夫 様

✎ 住民投票で大阪市がなくなる?!

今、大阪市が無くなるようとしています。住民投票が5月17日に行われることが正式に決まりました。いわゆる「大阪都構想」、つまり大阪市を廃止し5分割するという住民投票です。基本的なことを幾つか上げます。

- ・いわゆる「大阪都構想」と呼ばれるものでは「都」になることはありません。
- ・一度政令指定都市大阪市を解体し、廃止してしまったら元には戻りません。
- ・この住民投票は法律で定められた手続きに則った、最終決定手段です。

✎ 「説明が十分でない」と7割の人が感じている

この基本的なことをお分かりの方がどれほどおられるのか。私の個人後援会である「翔の会」で「大阪市をおもちゃにさせへん」と題したチラシを去る2月7日から街頭で配布する活動を開始しました。

その反応は、「賛成だからチラシは受け取りません」といわれる方も当然おられますが、「無関心」「よくわからない」が一番多く、中には「反対しているから投票には行かない」という方も多く見受けられました。

そんな状況で先日各新聞社、放送局で賛成43.1%、反対41.2%という共同通信の世論調査結果が発表になり「賛否拮抗」と報じられたことはご存じのとおりです。そしてその調査では実に70.1%もの人が「説明が十分でない」と答えています。そんな状態にも関わらず、5月17日の住民投票実施が決まりました。

✎ 「反対」の人は投票に行かなければ「賛成」と同じ

今回の住民投票で賛否が問われる「特別区設置協定書」の中身をきちんと把握したうえで「街の命運」を決



める手段として賛成する方が多いのであれば、自ら選んだ道に違いありません。日本の地方自治史上、これだけ大きな街の生殺与奪の権利を「市民」にゆだねるというのはもちろん初めてです。この歴史と伝統のある街を単に壊すという話に乗っていいかどうか、夢物語だけを語る人たちに付いていっていいのかを判断するのが今回の「賛成」か「反対」かであって、「反対」の人は投票に行かなければ「賛成」したのと同じことになるのですよと何度も申し上げています。

✎ 「市民協働」を掲げた大阪市長時代

市長をさせて頂いていた4年間、多くの市民と直接お会いするために「市民協働チーム」を立ち上げ、区民祭りを除き570回を超える活動を続けました。269万都市で、昼間流入人口100万人以上といわれる街ですから、お会いできた人たちは率にすればほんの僅かではありません。しかし、直接お会いした人たちの思いをどう行政に反映できるのかという視点で、この街の安心、安全のために、また、保育所待機児童が多い中、安心して働くことのできる環境をどう整備するのかなど、様々な活動が思い出されます。

そんな中で一番強く印象に残っているのは2011年3月11日に起きたあの東日本大震災後の大阪市民の動きです。被災者に何かできることを考えませんかと呼びかけ、寄付金を集める動きを一緒にやらせてもらいました。「市民協働」精神が、地域振興会や赤十字奉仕団や多くのボランティアの方たちと一緒にあって大阪市内で活発な動きになったことを記憶しています。

✎ 大阪市民には「なにわの心意気」がある

東京都全体で8億円の義援金が集まったという時点で、大阪市の危機管理室から「大阪市は10億円を超えました」という連絡が入りました。東京のGDPとの比較では、大阪市は4分の1くらいでしょう。しかも、ご存知のように長引く景気の低迷や、日本一生活保護世帯・受給者数が多い大阪市です。

しかし、その街の根底には「大阪市民」として、困っている人を放っておけないという「なにわの心意気」が残っていたと感じました。「ごった煮」とか、「痰壺」などという人もいます。それでもそういう街に住んでいる人の思いというのは、古来から「なにわ」という街がずっと育んできた「人間一人で生きられへんで」とか、「そやから隣が困っていたら助けたらやないか」という話を自然にできる環境がどこかに根付いていると信じたいたいという思いをずっと持っていました。

その大阪市が今、政令指定都市を返上し、5つの特別区と称する自治体になるかどうか。その決定権を持っているのが大阪市民です。

✎ 「私は反対です」皆さんはどうお考えですか?

私は反対票を投じます。「投じる」という行為なしにはこの「廃止・分割」の動きを止めることはできません。大阪市民の皆さん、どうお考えでしょうか。

寄稿 大阪都構想の必要性について

維新の会 大阪市議員 村上 栄二 様

大阪都構想の説明の前に現状の大阪をお伝えします。現在、大阪市の借金は4兆円、利息だけで年間862億円、一日に換算すると2億円以上を大阪市民が負担しております。先月、交通局民営化も2年間に及ぶ審議で否決しました。決められない政治は、大阪市議会が大き過ぎて議会の現状に市民の眼が届かないからです。市長は268万人の人口の長であり、広島県や京都府と同じくらいの人口になっています。更に港湾局、大学、教育委員会、市営地下鉄、バス、様々な研究所、昨年度までは病院まで権限が及ぶのが大阪市長であり、これまでの市長は行政が出されたものにハンコを押すだけの市長になっており、市民代表である市長の眼が届かない行政運営が成されてきました。

初めて大阪府知事と市長を経験した橋下市長が、府

知事時代に身をもって感じた二重行政の対策のために出たのが、都構想という具体案です。大阪市の24区を再編し、5つの特別区を設置し、大阪府と大阪市の広域行政を統合すること。それが大阪都構想です。



広域行政を担当してきた府知事と市長は、都知事1人に。これまでの二重行政をなくし、税金のムダ遣いを解消します。都によって交通インフラが拡充され、成長へと結び付ける事が出来ます。身近な住民サービスを担う5つの特別区に、選挙で選ばれた5人の区長が誕生します。より地域密着型の行政サービスを展開していきます。



少子高齢化で税金は減少し、福祉費は増加していく以上、より市民の声をきめ細やかに対応する選択と集中の時代に入りました。権限を明確にし、新しい大阪の形を作るのが大阪都構想です。

寄稿 何故そんなに急ぐのか。

いわゆる都構想?の住民投票 和泉市 梶本 徳彦様

3月17日の府議会において大阪市議会に続き「特別市設置協定書」が可決され、5月17日に住民投票が実施されることが決定した。私は、現在の政令市制度がベストであるとは思っていないので、大阪府と大阪市の関係を整理し、大阪市の抱える様々な課題についても議論が始まったことは良いことであると評価していた。

しかし、結論から言うと、現在の状況では賛成できない。何故ならば、世論調査においても賛成・反対が拮抗しているものの、内容がよく分らない、説明不足だという意見が圧倒的な中で、結論を出すことが妥当ではない。結論を出してしまえば後戻りできないからである。府市議会では、以下のような様々な疑問が出され、議論が尽くされたとは言えない。

- ① 二重行政の解消は、昨年改正された地方自治法でも可能ではないか。
- ② 府と市が合併し、市が5つの特別区に分割されても、新たな財源が出てこないし、再編コストがかかるのではないか、特別区の財源が減り住民サービスが低下するのではないか。
- ③ 巨大な一部事務組合組織を設置することは、三重構造となり非効率ではないのか、住民や議会から離れ監視の目が届かないのではないか。

④ 自治体の構造を変えることと大阪経済の成長とは直接的には結び付かないのではないのか、地下鉄の民営化など市の行政改革はいわゆる府市の再編とは別の問題ではないのか。

そもそも、協定書案が実施されても大阪府のままであり、大阪都になるためには法律改正が必要であることすら広く認識されているとは言えない状況である。

いわゆる大阪都構想とその制度設計がはらむ複雑な諸問題については、法定協議会、府市の議会で十分な審議が行われ、その内容が大阪市民に周知され市民が判断できる状況が形成される必要がある。住民投票は、その前提での市民の最終的な意思確認である。賛成あるいは反対の住民だけでなく、どちらとも決めかねている住民にも判断材料を提供し、投票率が相当程度見込めることによって正当性が与えられると考える。

とはいえ、住民投票の実施は決定された。大阪市民ではないけれども府民の一人としての私の希望は継続審議であるが、賛成か反対かの選択肢しか与えられていないのであれば、後戻りできない賛成の選択よりも、今回は反対の結論を出し、もう一度府市の関係はどうあるべきかと言う原点に立ち戻って真摯に熟議が行われることを希望するものである。





読者の皆様からのお便り

二十数年前を懐かしく思い出しました

第49号をお届けいただき、誠に有難うございました。毎号巻頭の林所長のご高説を楽しみにしています。

日本セイフティー㈱の訪問記を拝読し、20数年前、林先生と初めてお会いした当時を懐かしく思い出しました。会社と業界内の活動をしながら、何時も“これで良いのか？”と迷い疑問を感じていた時期でもあり、先生の監査を超えたご助言を受け、大変参考になり勇気づけられたことを、つい昨日のこの様に想起し、今更ながら色々な人にお世話になり、支えられ、助けられて来たことに改めて感謝の念が湧いて来ました。

和歌山市 元毎日放送㈱ 三原 嘉久 様

気にかかる新安法制

安倍政権の発足以来、特定秘密保護法の制定、武器輸出の解禁、解釈改憲など私にとって好ましくない方向へと進んでいる。そして今度は集団的自衛権の行使に基づく自衛隊の海外派兵を可能とする新安法制の制定である。内閣官房のHPによれば、「あくまでも国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るための必要最小限度の自衛の措置を認めるだけです」と掲載されているが、「国民の命と平和な暮らしを守る」という言葉ほど軽々しいものはない。世界の戦争のほとんどは「自国民の保護」を名目として引き起こされ、拡大していったのではないか。かつて我が国は「国民の生命財産を守るため」として何度も中国大陸に派兵し、泥沼の日中戦争へ突き進んでいったのではないか。将来、日本が進出している地域で政情不安と反日運動が惹起し、日本人や関連施設が襲撃されたとしても、「テロリズムに対抗するため」として決して自衛隊が派遣されてはならない。そのために何ができるのだろうか。

大阪市 加藤 純一 様

大らかに生きる力を

桜の花もちらほらと芽吹いてきて、春の訪れを感じる今日この頃。出会いと別れの繰り返し。我々教師にとって、3月と4月はことさら気持ちが入る時期である。

そんな3月のある日、市教委から「42才になる〇〇氏が同窓会をしたいと先生を捜しています」と連絡があった。28年前、私が今の彼らより年下の29才の時に担任した生徒である。

教師として、成長した教え子に会える同窓会は格別なもの。去年も3回同窓会に呼ばれた。やんちゃだった子がしっかり家庭を築き子育てをしている。当時我々教師に叱られ手を焼かせた生徒たちが、「俺らは先生らから愛をいっぱい貰った」「あのとき叱られたから今がある！」と過去を美化して言ってくれるのは嬉しくもおもしろくもある。

その彼らが今の教育に不安や不満を感じている。「今の教師って大変やなあ！手も口も出されへんやん！」と。確かに、いろんな教育改革が教師を追い詰めている。それでも教師はもがきながら子どもと向き合おうと努力している。私は後2年で教育者としてピリオドを打つ。しかし、多くのことが上から降りてくるもの言えない管理的な中で、若い教師と子ども達の将来を思うと不安を持たざるを得ない。

28年前は、子どもと思切り青春し教職を謳歌していた。この30年で教育は大きく変わったが、時代は流れても、今の教え子たちとかつての教え子たちに、社会の流れにあらがいつながり強く生きる力をつけられるよう、若い教師とまだもう少し頑張ろうと思っている。

中学校教師 岸本 智恵美 様

経営基礎講座を受講して

約10年近く前のこと。久しぶりに会った近所の飲み仲間が言いました。「僕ね、最近は目の見えない人にパソコンを教えているんですよ（え!?見えない人がパソコンできるの??)」「実は僕も片目は失明してて見えてないんです」何の知識も持たない私が、初めて「視覚障がい支援」という言葉に触れたきっかけです。

「似合う色や洋服を知りたい」「自由に出かけたい」「働く場所がほしい」…視覚に障がいを持つ人たちとの出逢いの中で、「私にできることは何だろう？」と問い続けた数年間でした。その後、ガイドヘルパーや色彩関連の資格を取得し、ガイドや視覚障がい者向けカラー講座を続けてきました。また、仲間と共に、視覚障がい者向け就労継続B型事業所の立ち上げと運営に携わってきました。

この時、私たちにとって大きな壁は「会計と経営」。勉強しなければ！でも数字は苦手、むしろ嫌かも！私でも眠くならずに楽しく学べる会計講座、そんな虫のいい話が…？ ありました!! 「経営基礎講座」で学んだことは、経営と数字だけではありませんでした。

受講された方は皆さん、同じ思いだと思います。

「私に何ができるだろうか？」という問いかけは「私は何をしたいのか？」に変わりました。

京都の視覚障がい者施設の偉いさんがおっしゃいました。「ひと昔前でしたら、見えへんもんカラーや洋服やなんて何を寝ぼけたこと言うねん！て言われましたけど、今は人間、見た目が大事ですわ！ワハハハ！」ちなみにこの方は全盲です。こんな感じで新しい時代にシフトしていけばいいのね？ ちょっとしたヒントをもらったような気がしました。

アトリエくるくる 中村 京可 様

✿ 国破れて山河あり

私は普段、地域福祉コーディネーターをしている。介護保険の導入から15年。国民の1/5強が75歳以上になる「2025年問題」を見据え、厳しい時代の幕開けとなる1年が始まる。この4月以降、軽度の支援対象高齢者の利用が制限される。今夏からは一定所得以上とはいえ利用負担が現状の2倍の2割負担。1か月35,000円の負担が70,000円となる。結果、介護保険を利用できなくなる人たちが激増していく。その対策として、地域住民のたすけあい活動が国の方針として進められている。この中では住民福祉ニーズへ対応する人材養成が地域の役割として大きく求められている。

私たち福祉の専門職も一般の人たちとの連携がこれからより必須となっていく。だからこそ一般の人にも福祉をより自分事として捉えてもらえないか。私たちが出来ることとして、30代が結婚・離婚・失業・出産・子育て・親の介護・看取りについて語り合う「35歳リアルあるある」という連続イベントを開催。福祉という公的な仕組みがどうなるうとも、みんなでお互いに考えながら助け合えること。まずは私たち大阪で活動する30代からやっていけないかを現在、模索している。

NPO法人日常生活支援ネットワーク 椎名 保友 様

✿ アドラーのパセージを林事務所

アドラー心理学に関心をお持ちの林ご夫妻のご協力で、この度、サンセットヒルの1室で毎週土曜日にアドラー心理学のグループ体験に基づく育児学習コース『パセージ』を開講させていただいています。

「みなさん、お子さんがどんな大人になってほしいなと思って毎日育児をされていますか？」「また、どんなことが身につくと、大人だなんて思えますか？」とい

うような質問からスタート。

参加者のお子さんは、幼稚園児から20歳を過ぎていらっしゃる方もおられます。子供さんとの毎日のかわりを話していただき、それを基に、テキストを読み一緒に考え話しあいます。ロールプレーなども交えて、頭だけじゃなく身体で、アドラー心理学育児を感じていただけるというなと思っています。

実は、私自身も子育てに悩み、目先のことばかり気にしている“怒りんぼママ”でしたが、アドラー心理学の育児コースに出会って、子どもを勇気づけるだけでなく、私自身が勇気を持つことを学べたように思います。そして今、大好きな『パセージ』のリーダーを続けさせていただいています。興味を持たれた方は、一度見学にいらいしませんか…

『パセージ』リーダー 高橋 さと子 様

✿ 「共育」から「共生」へ

私はお陰様で息災に暮らしています。

実は、昨年私は人生から「毅然とした姿勢を維持ける」舞台に押し出されたような感覚を味わいました。20年来学び合ってきた友人が、末期肺癌との宣告を受けたのが3月。彼女に退院後の一人生活は無理だと思ひ、寝食を共にすることを決意し、提案しました。

仲間の協力も得、共に暮らして4か月、彼女は逝ってしまいました。61歳でした。でも、今思うと可笑しな話ですが、私達は生活を愉しんでいました。塩分を極力抑えることにしたので、だんだんと食材の味がわかるようになって感動し、五感によいものを集めその感覚を味わいあったり…。

私達が彼女に付き合ったのか、彼女が私達に付き合ってくれたのか。とにかくベストを尽くし合ったのだと、今ようやく思えます。

さて、「すぺーす・をかし」は今年満30歳になります。教育現場で己の未熟さを思い知り、1985年に開いた私の学び舎です。ここ数年、この間の集大成ともいべき試練に出会い、「共生」という課題が見えてきました。

2015年を「共生の場」の元年とし、姿勢を正し、心して歩んでいきたいと思っています。

らいふあーと をかし&湧 出口 和世 様

多くのお便りを有難うございます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、また、文章の一部を省略させて頂きましたことをここにお願い申し上げます。



2015年合宿レポート

今年の林事務所合宿は、金剛生駒国定公園内（四條畷市）の研修施設「アイ・アイ・ランド」で行われました。私、「おやびん」こと小林は、長年の林事務所ファンですが、特別参加させて頂いた合宿のレポートを、入所初仕事として書かせて頂きます。（税理士 小林 匠）



1日目：1月10日

近鉄生駒駅に集合し、バスで20分ほど移動してアイ・アイ・ランドに到着しました。緑に囲まれたリゾート地のようなロケーションです。このまま散策に出かけたい気持ちを抑え、合宿会場に向かいます。

円形に並べられた椅子に座ると、所長から今回の合宿の目的が伝えられました。1日目が「お互いを知ること」、2日目が「林事務所の方向性を確認すること」でした。また、合宿のルールとして、肯定的・積極的に参加することが伝えられました。「そんなはずは無い！」と否定的な思いで参加すると、


◆ 自己紹介 ◆

午前中は、小さな子供の頃から事務所に入所するまでの自分を振り返る時間を持ちました。午後からは、各職員の自己紹介です。話す時間は決まっていのですが、序盤の数人はそれぞれ20分程の発表でした。私は、20分も話せるかな？と不安に思っていたのですが、実際に発表を始めると、だんだんと話したいことが沸き上がってきました。「社会人になるまでの私」、「肉親・家族について」等、最後に「私は〇〇と思って林事務所に来ました」と締めくくったときは、45分間も話し続けていました。大勢の前で自分のプロフィールをじっくり話す機会というのは初めての経験で、すっきりとした、とても気持ちの良い時間でした。発表の後、その場の一人ひとりと握手をして、「ようこそ。いらっしやい」と声と掛けられると、自分が承認され、居場所を得たように感じ、涙が出そうになりました。

その後、40分～50分間話す人が続出し、22時の終了までには、参加者15名のうち、10名しか発表を終えることができませんでした。

2日目：1月11日

朝風呂、朝食を終えて、9時から再開。皆で「今日一日で何をしたいのか？」と2日目の目的を検討し、「事務所の理念である、『お客様の成長と幸福に貢献する

こと』に基づく事業分野の規定」に決定しました。

まず、キーワードの「成長」と「幸福」について、自分なりのイメージが描けるよう、「両親や先輩にどのように生きてほしいか」、「自分にとっての幸せとは」等のテーマを話し合いました。

次に所長から、「事務所は、お客様の成長と幸福に貢献するという目的を持った仲間が、協力する場であって欲しい」との話がありました。

◆ 成長と幸福に貢献する事業分野とは ◆

昼食後、林事務所の事業分野を考えていきました。事業分野とは、「何を業としているのか」ということです。例えば、100円ショップを展開しているダイソーは、「小売業」ではなく、「100円の多様性を提供する事業」というものです。林事務所は一般的に言えば公認会計士業・税理士業ですが、メンバーを代えながらグループディスカッションを繰り返し、さらに掘り下げていきました。多くの意見が出て、なかなか集約することが出来ませんでした。次のような結論に至りました。

～ 林事務所の事業分野 ～
事業に携わる人たちに寄り添い、税務・会計・経営に係る課題を解決し、より幸福に生きることができるよう、成長をお手伝いする事業

おしまい、林事務所の雰囲気についてです。私が林事務所と関わるようになって8年程経ち、事務所に対して、「暖かい・真摯・より良く生きる人たち」というイメージを持っていました。今回合宿に参加して、職員の人たちに2日間密着しましたが、これまで持っていたイメージと何ら変わらず、思っていた通りでした。

「林事務所は、裏も表もなく、どこから見ても同じなのだ」というのが正直な感想でした。





Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~ ANAセミナーを受講して



＊自分の中で悩んでいたことや決断を先延ばしにしていたことがあり、そこに踏ん切りをつけたいとの思いでANAに参加しました。

3日間のプログラムの中で、良くも悪くもたくさんの気づきや自分との出会いもあり、漠然としていた思いが明確に形づくられてきたと感じています。それをどう形にしていくかは、まさしく自分次第ですが、具体的に前向きに進めていきたいと思えるようになりました。ここがゴールではなく新たなスタートとして、得たこと、感じたことを日々の生活の中で実践していこうと思います。 石田 貴裕 様

＊私は紹介者を信頼してこのセミナーに参加しました。

周りの目を気にせず自分の内面性をセミナーの仲間に話すという体験はとても貴重でした。この3日間を体験して、自分の心の雲が晴れて、視界や気持ちがクリアになりました。それは自分の問題で、「生きにくい、苦しい」と感じていたことが具体的に何なのか気付くことができたからです。

このANAセミナーで気づいた自分の闇と向き合い、新しい自分の人生を歩いていきたいです。

畠山 晶太朗 様

＊ANAに6年ぶりに再参加しました。6年前の自分と根本的に全く変わっていないとちょっとがっかりでした。この6年で気付いたことを、受け取ったふりをして、ぐるぐるこねくりまわしているうちに、どんどんややこしい観念になってしまったと思います。そうしているうちに、自分が元気を失い、むなしい気持ちがどんどん膨らんでいたと気付きました。

ANAに再参加して、皆とシェアしているうちに、ずいぶん元気になりました。また素直に取り組んでみようという気持ちになりました。

私にとって一番の難問が「降伏し受容し責任を果たすこと」なのですが、そのコツのようなものが、うっすらと見えかけた気がします。これからそのコツを実践し、自分の人生を歩みたいと思います。

瀧川 華代 様

＊今思うことは、正直に来て良かったということです。最初の印象は最悪で、来るんじゃないかなと…。でも今では、来て良かったなど、心底思います。

ANAの3日間が終わり、変わったと言われるけど、自分では実感はあまりなく、変わったというか、今までどれだけ自分を偽っていたのかなと…。

今は、一日一日が楽しみやなあと、自分で勝手にしんどくしていたんだなあと思います。そして、ANAで出会った人や、会社の皆や、周りの人に素直に感謝しています。

吉富 香 様

＊私がANAセミナーを受講したタイミングは、仕事でぶつかっている問題に対し、考え、対応し続けて疲れ切っていた時でした。「もうやるべきことはやった。これ以上できることはない」という気持ちを持っていたので、初日の足取りは重く「本当に自分に必要なのかな？」と後ろ向きな状態でスタートを切りました。

3日間のプログラムを終えた今、既に変化し始めた自分を感じます。実際にこの数日間で、私自身の思考や行動が変わってきているのです。

「なぜ今まで、この一歩が踏み出せなかったのだろう？」と振り返ったとき、それを阻害していたのも自分自身だと気づき、また、その現実にも向き合うことができるようになりました。

「自分にもできることがまだある！」という希望と共に、これから自分自身の「変化」を楽しんで生きていきたいです。

白砂 明子 様

Awareness for New Actions ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のためにほんの少し時間をあげてみませんか♪~

日程： ◆2015年 5月ANA◆ 5月 4日(祝)～ 6日(振休)
◆2015年 8月ANA◆ 8月14日(金)～16日(日)
◆2015年11月ANA◆ 11月 1日(日)～ 3日(祝)

会場：林事務所セミナールーム

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

ANAセミナーは、左記のメインプログラム3日間と、3回のフォローアップを含め6日間のプログラムです。

お問合せは 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770



第87回経営倶楽部のご案内

平成27年5月17日に、「特別区設置協定書」の是非を問う住民投票が実施されます。投票率にかかわらず、賛成多数であれば大阪市は解体され、5つの「特別区」に分割されます。市税の7割以上を占める固定資産税・法人市民税等は大阪府の財源になり、特別区は府から配分を受けることになるそうです。しかし、まだまだ「ようわからん」とおっしゃる方が多いです。第87回の経営倶楽部では、前大阪市長 平松邦夫様をお招きし、「どうなる大阪!？」と題してお話いただき、その後、問題点や考え方の整理をご一緒にできればと考えております。ぜひとも、賛成・反対、あるいは、大阪市民かどうかに関わらず、皆さまお誘い合わせの上、お越しくださいますようお願い申し上げます。

- 講師 前市長 平松 邦夫 様
 - テーマ 「どうなる大阪?!」 ～“大阪都構想”の行く先は?～
 - 日時 平成27年4月25日(土) ・講演会：午後1時～5時 ・懇親会：午後5時半～
 - 場所 講演会：たかつガーデン
 - 会費 講演会：3,000円 懇親会：4,000円
- ❖次回以降は⇒第88回：平成27年7月18日(土) 第89回：平成27年9月19日(土)、20日(日)を予定しております。第89回は「マネジメントゲーム」です。❖お問い合わせは⇒TEL06-6772-7770⇒info@share.gr.jpまで

◆◆社会福祉法人会計簿記第11回認定試験は、平成27年12月6日(日)です◆◆
 申込期限は10月末予定。詳細は ⇒「一般財団法人総合福祉研究会」<http://www.sofukuken.gr.jp/>
 ⇒受験用学習教材には ▽▲三訂版 社会福祉法人会計 簿記テキスト▽▲
 《入門編・初級編》《中級編》《上級(簿記会計)編》《上級(財務管理)編》
 新会計基準に対応したテキストです。簡潔でわかりやすい解説や実務で役立つ例題、練習問題を多数収録し、社会福祉法人会計を体系的に学習できます。
 ※この夏、《中級編》《上級(財務管理)編》については、改訂を予定しています。



入所のご挨拶 この度、林事務所に入所致しました、小林匠です。一般企業で、営業職に従事していましたが、生涯にわたり、専門知識を学び、経験を積んで、それを活かせる仕事をしたいと思い、税理士を目指しました。平成二十一年に税理士登録を致しましたが、まだまだ未熟者でございます。日々研鑽を積んで、皆様のお役に立てますよう、精進して参る所存でございます。何卒、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。 税理士 小林 匠

YUKIのつぶやき

★本になるくらい安倍首相のプレゼン力が評価されています。心に訴えるスピーチは喜ばしい…でも「テロリストたちを絶対に許さない。その罪を償わせる」発言にはドキッとしました。「罪を償わせる」は首相自らの加筆だとのこと。首相が言う国主導の「人道支援」は、後藤健二さん(17頁)の『目を閉じてじっと我慢。怒ったら、怒鳴ったら終わり。それは祈りに近い。憎むは人の業にあらず、裁きは神の領域。そう教えてくれたのはアラブの兄弟たちだった』の言葉とは質的に違うと感じます。危機管理は必要不可欠ですが、平和を創るのは、無名の無数の人々の草の根の行動なのだろうと思うのです。その支えになってきたのは「戦争をしない国」の70年ではないでしょうか。首相の一言で、その無形の財産が積み木のように崩れ、国民の命が危険に晒されることを危惧します。また「周囲に諫めてくれる人物を置いてほしい」という首相の高校恩師の希望が叶うことを願います。

★林光行は、経営基礎講座で経営の全体像を経営管理ピラミッドで説明します。ずいぶん前ですが、それを、ある時から逆ピラミッドにしました。つまり、お客様に直接接する現場を最上層にしたのです。現場の人々が、お客様や社会のニーズを感知し、創意工夫をし、生き生きと対応することこそが大事で、その行動を促し、サポートすることが管理者や経営者の役割であるという認識です。

8年前、大阪府の会計処理調査の検証の仕事で感じたのは、住民サービスに意欲も生きがいもお持ちの職員の方々が、管理のための書類作成・報告・承認等に時間を費やし、汲々としておられる姿です。一方、社員の成長こそ組織の成長だとの考えで、社員を大切に、自主性を重んじ、その知恵や自由な発想を活かし、成功した企業が多くあります。今、国を挙げて、何もかもトップダウンで、かつ管理強化がすすんでいるように感じます。これって、国力減退の道をつき進んでいることにならないでしょうか。(幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所 大阪市天王寺区生玉寺町1-13サンセットビル 〒543-0073 http://www.share.gr.jp/ TEL06-6772-7770 FAX06-6772-7740	公認会計士・税理士 林 光行
	税 理 士 林 幸 中小企業診断士・税理士 前田 有太可
	税 理 士 古田 茂己 公認会計士 塩尻 隆夫
	税 理 士 林 竜弘 公認会計士 藤原 良樹
	税 理 士 小林 匠 公認会計士 田中 雄介

☆次号は27年10月発行予定です。「今思うこと、訴えたいこと」など、どしどしお寄せください。⇒info@share.gr.jp
 ☆購読料をカンパして頂ける方は林光行事務所の郵便振替口座までお願い致します。⇒口座番号 00950-3-14499